

初期治療を担当する救急告示施設については、救急搬送を実施する市町村の増加に対応して、その拡大、適正配置をさらに推進する。このため、とくに国立および公的医療機関については、救急告示施設としての条件、地域の実情等に応じて救急業務に関する協力の申し出を行なうよう指導するとともに、救急告示施設の医師に対する救急医療一般に関する研修を一層充実する。

また、頭部外傷等脳神経外科分野における高度、複雑な治療を行なう救急医療センターを人口の流動状況、道路網の整備状況等に対応してさらにきめ細かく配置する。

イ 脳神経外科および麻酔科領域の医師の養成等

救急医療センターに勤務する医師を対象とする脳神経外科および麻酔科領域の専門研修を強化し、専門医の養成を促進する。

また、国立大学における脳神経外科および麻酔科に関する教育の充実および研究の促進を図る。

7 損害賠償の適正化

(1) 自動車損害賠償保障制度の充実

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、今後の社会情勢の変化、交通事故発生形態の変化等に対応するよう不斷に検討を加え、被害者救済の充実に資するよう改善を図ることとするほか、次により同制度の充実を推進する。

ア 保険金等の支払の迅速化、査定業務の定型化、査定機構の充実等業務の適正化を推進する。

イ 現在、自動車検査の対象でない軽自動車および原動機付自転車の責任保険（責任共済）の加入率がいまだ十分でない実情に

るので、広報活動、街頭取締りの充実等により、無保険（無共済）車の運行の防止を図る。

ウ 保険金等支払額に占める治療費の増加傾向にかんがみ、査定機構の充実を図る一方、診療費請求に際しての診療報酬の明細の添付の励行等により、治療費支払の適正化に努める。

エ 事故車と無事故車との間の負担の公平および事故防止の見地から、事故率に応じて保険料（共済掛金）に差を設ける制度を順次導入する。

なお、責任保険（責任共済）の補完的役割を果たしている任意対人賠償保険（任意共済）の健全な発達を図るため、保険料（共済掛金）率の適正化等につき指導を強化する。

(2) 損害賠償の請求についての援助等

ア 地方公共団体による交通事故相談活動の強化

地方公共団体の交通事故相談所については、次の措置により、その整備拡充、相談員の資質の向上等を図る。

(ア) 地域における交通事故相談活動の中心となる相談所の設置等を図るとともに、市町村の相談窓口を整備する。

(イ) 相談内容の多様化、複雑化に対処して、研修等の方法により相談員の資質の向上を図る。

(ウ) 都道府県交通事故相談所による相談所未設置市町村に対する巡回相談、テレフォンおよびメールサービス、出向相談等の充実を図る。

イ その他損害賠償請求の援助活動の強化

警察機関による交通事故処理、法務局および人権擁護委員による人権相談ならびに行政監察局および行政相談委員による行政相談の一環として、交通事故に関する相談を積極的に取り扱

うとともに、法律扶助協会および日弁連交通事故相談センターによる交通事故の損害賠償請求についての援助に関する業務の強化を図る。

8 科学技術の振興等

(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進

有効な交通安全対策を樹立し、これを適切に実施するためには、その基礎として交通事故の原因を総合的に究明するとともに、交通の安全に関する研究開発を推進し、その成果を総合的に活用することが不可欠である。

交通事故は、交通環境、車両の構造および性能、人間の注意力等の要素が複雑にからみあって生ずるものであるから、それぞれの関連分野における研究開発を一層深化するとともに、交通事故の複雑性に対応した各関連分野の協力による総合的な研究開発を推進しなければならない。

このため、交通の安全に関する研究開発を分担する各国立試験研究機関について、研究費の充実、研究設備の整備等を図るとともに、研究開発に関する総合調整機能の充実、試験研究機関相互の連絡協調の強化等により、総合的な研究課題にとりくみうるような態勢を確立する。

また、交通の安全に関する研究開発の推進は、基礎面にあっては大学、応用面にあっては民間試験研究機関との協力にまつところが多いので、これらの機関との連係の緊密化を図る。

交通の安全に関する研究開発の成果をすみやかに交通安全施策にとり入れるとともに、日本工業規格の制定、民間に対する技術指導、資料の提供等を推進する。

(2) 道路交通事故原因の総合的な研究調査の推進